

新たに狩猟免許を取得した方に対する補助について

1. 概要

高齢化が進む狩猟免許取得者の増大を図り、有害鳥獣等捕獲の円滑な推進により、農林水産被害の軽減を目的とし、市の有害鳥獣等の捕獲作業に従事する者の活動を支援するため、狩猟免許を取得した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2. 対象者

- (1) 呉市内に住所を有する者で、狩猟免許を取得した後、市内の農地等で有害鳥獣等の捕獲活動に従事することができる人
- (2) 鳥獣保護管理法第 40 条各号のいずれにも該当しない人（次項参照）
- (3) 市税を滞納していない人
- (4) 呉市暴力団排除条例（平成 24 年呉市条例第 1 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない人

3. 補助金額

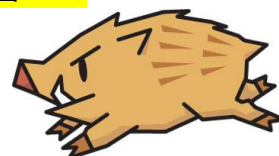
- (1) （一社）広島県猟友会主催の初心者講習会受講料
（7,200 円 ※午後のみは 3,500 円、既取得者は午後のみ 5,500 円）
- (2) 申請手数料（新たに狩猟免許を取得した場：5,200 円、既に狩猟免許を所持しており、別の種別の狩猟免許を取得した場合：3,900 円）
※同一年度内に複数の講習会受講料及び申請手数料が発生する場合は、それぞれ 1 つの狩猟免許取得分のみが補助対象となります。
※狩猟免許が交付された日の属する年度内に申請されたものを補助対象とします。

4. 手続き（令和 6 年 3 月 29 日（金）〆切）

- (1) ①補助金交付申請書（様式第 1 号）、②取得した狩猟免許証の写し、③受講料領収書の写し（受講した場合）④有害鳥獣捕獲に従事する旨の誓約書、⑤市税の滞納のない証明書（有料）、⑥暴力団排除に関する誓約書を提出
↓
- (2) 補助金交付決定通知書及び補助金交付請求書（様式第 3 号）の受領
↓
- (3) 補助金交付請求書（様式第 3 号）の提出※振込先の預金通帳の写し（注 1）を添付
↓
- (4) 補助金の受領（指定の預金口座に振り込みます。）

【お問合せ先】農林水産課（25-3338）農林保全グループまで

（注 1）預金通帳の写しは表紙をめくった、名前と口座番号の書いてある見開きのページをコピーし添付してください。



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 抜粋

(狩猟免許の欠格事由)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第六号の場合にあつては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。

- 一 網猟免許及びわな猟免許にあつては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては二十歳に、それぞれ満たない者
- 二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前三号に該当する者を除く。）
- 五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 六 第五十二条第二項第一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

補助金交付申請書

令和 年 月 日

呉市長様

〒
住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

令和5年度において、次のとおり補助金の交付を受けたいので、呉市有害鳥獣等捕獲作業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

1 補助額 円

補助対象経費	金額
狩猟免許初心者講習会受講料	円
狩猟免許試験申請手数料	円

2 補助事業の内容 呉市有害鳥獣等捕獲作業支援事業（狩猟免許取得）

3 補助事業の効果 有害鳥獣等捕獲作業従事者の活動支援

4 添付書類

狩猟免許の取得を証するもの（狩猟免許の写し）

狩猟免許初心者講習会の受講を証するもの（受講料領収書の写し）

有害鳥獣捕獲に従事する旨の誓約書

市税の滞納のない証明書

暴力団排除に関する誓約書

記 載 例

補 助 金 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

呉 市 長 様

〒 737-8509
住 所 呉市中央4丁目1-6

フリガナ クレシ タロウ
氏 名 呉 市 太 郎

電話番号 25-3338

令和 年度において、次のとおり補助金の交付を受けたいので、呉市有害鳥獣等捕獲作業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。金額は書かないこと

1 補助額 円

補助対象経費	金額
狩猟免許初心者講習会受講料	円
狩猟免許試験申請手数料	円

2 補助事業の内容 呉市有害鳥獣等捕獲作業支援事業（狩猟免許取得）

3 補助事業の効果 有害鳥獣等捕獲作業従事者の活動支援

4 添付書類

狩猟免許の取得を証するもの（狩猟免許の写し）

狩猟免許初心者講習会の受講を証するもの（受講料領収書の写し）

有害鳥獣捕獲に従事する旨の誓約書

市税の滞納のない証明書

暴力団排除に関する誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

呉市長 様

住 所

氏 名

私は、呉市有害鳥獣等捕獲作業支援事業補助金の交付を受けるに当たり、有害鳥獣の捕獲活動に従事することを誓約します。

令和 年 月 日

暴力団排除に関する誓約書

呉市長 様

住 所

氏 名

生年月日

私は、呉市有害鳥獣等捕獲作業支援事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。また、必要な場合には、広島県警察本部に照会することについて同意します。

記

- 1 私若しくは私の関係者は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 私は、呉市暴力団排除条例の基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。